

## 電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続への協力について

2023年9月12日  
送配電網協議会

政府は昨年10月28日にとりまとめた「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」にもとづき、エネルギー価格高騰への対処として、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減する措置（電気・ガス価格激変緩和対策事業）を実施しています。具体的には、一般送配電事業者が、国からの補助金を原資として、2023年2月分から10月分の離島供給および最終保障供給の電気料金（2023年1月使用分から9月使用分）に対し、使用量に応じた値引きを行っています。（昨年12月7日お知らせ済み）

先日、政府が、電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続を決定したことを踏まえて、このたび、一般送配電事業者は使用量に応じた値引きを継続いたします。具体的には、これまでと同様、一般送配電事業者が、国からの補助金を原資として、2023年11月分から2024年1月分の離島供給および最終保障供給の電気料金（2023年10月使用分から12月使用分）に対し、使用量に応じた値引きを行います。値引きの内容等は、各一般送配電事業者のホームページや毎月の検針票等で確認することができ、離島供給の標準的な家庭の場合、国におけるモデルケース（使用電力量400kWh/月）においては、毎月1,400円の値引きとなります。本措置の継続適用にあたり、お客さまの手続きは不要です。

送配電網協議会会員各社は、引き続き電気・ガス価格激変緩和対策事業が円滑に進められるよう本事業に協力してまいります。

### <電気・ガス価格激変緩和対策事業継続の概要>

#### ・期間

2023年11月～2024年1月分電気料金（2023年10月～12月使用分）

#### ・値引き単価（2023年10月分適用単価と同額）

	低圧 (一般家庭等)	高圧 (企業等)
値引き単価	3.5円/kWh	1.8円/kWh

### <参考> 電気・ガス価格激変緩和対策事業 HP（資源エネルギー庁）

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

以上